

町会会則の抜粋



[総則]

1. 本会は春日町町会と称し事務所を春日町会館内に置く。
2. 本会は春日町の文化の向上と会員相互の親睦と福利等を図ることを目的とする。
3. 本会は前条の目的達成の為に次の部を置き活動を行う。

・総務部 ・文化部 ・青少年部 ・防災部
・環境衛生部 ・編集部 ・組織部

4. 本会は特定の宗教、政治の活動には関係しない。

[組織]

1. 本会は運営上次の6地区に分ける。
春日町1丁目より6丁目迄の、各丁目の6地区
2. 各地区は原則として、10世帯前後の会員を単位として班をつくり、これを評議員の選出母体とする。
また、5班前後のグループをつくりこれを常任理事の選出母体とする。

[町会会則内規]

1. 会員及び同居家族に不幸のあった場合次の弔慰金をおくる。 1件につき 金 3千円
2. 火災、水害に罹災した会員に次の見舞金をおくる。
(1) 全焼した場合 一世帯 金 5千円
(2) 半焼、冠水の場合 一世帯 金 5千円
3. 会員(世帯主)に子供が生まれた時及び小学校に入学した時に次の祝金をおくる。 金 3千円

[会館使用規定抜粋]

1. 町会員または会長の認めたる者。
2. 営利、政治・宗教活動目的には使用は認めない。
3. 会館を使用する場合は責任者を定め次を遵守する。
・火気、電気、水道、備品、什器等の後始末

[町会会費] 半期千円、年間2千円です

春日町会館とミニパトカー



活気のある町

思いやりのある町

きれいな町

春日町会館・町会事務所

練馬区春日町3丁目2番13号

電話番号 03-3999-0873

FAX番号 03-3999-0872

URL <http://www.choukai.com/kasugachou/>

安全・安心な町宣言

春日町 町会

入会のご案内



執行部のみなさん